

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社佐竹組	代表者氏名	佐竹 俊郎
主たる営業所の所在地	岐阜県養老郡養老町蛇持 21 番地		
許可番号	岐阜県知事（般特-30） 第200488号	許可を受けている 建設業の種類	【一般】と・管・鋼・園 【特定】土・建・舗・水・ 解

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月2日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同法同条第1項第2号及び3号該当）		
処分の内容（営業の停止）			
1 停止を営業を命じる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業 （注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。			
2 停止期間 令和4年11月17日から令和5年3月16日までの120日間			
処分の原因となった事実	刑法違反（公契約関係競売入札妨害）		
<p>（株）佐竹組の社員が、養老町発注の養北こども園西園舎解体工事において、同町職員から入札情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年5月11日に公契約関係競売入札妨害の容疑で岐阜県警に逮捕され、令和4年8月4日に岐阜地方裁判所から懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第28条第3項（同法同条第1項第2号及び3号該当）に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			